

税務経理

●昭和24年10月25日 第3種郵便物認可●発行/毎週2回火・金曜日(但し祝日を除く)●発行所/時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号 〒104-8178
◎時事通信社2013

目次

フォーラム

行政の暗闇照らさぬ法テラス

弁護士・神戸大学名誉教授
阿部 泰隆

日本司法支援センターは法テラスと称し、法を明るく照らす、庶民に法を身近に感ずるよう支援する機関である。それは民事、刑事では、ある程度役立っているようである。

しかし、法テラスの法律相談では行政事件は扱っていない。全く受け付けないわけではないかもしれないが、相談項目 (<http://www.houterasu.or.jp/fokyo/guidance/>) には行政事件らしいものは入っていない。税金、まちづくり、入管、環境といった項目はない。

総合法律支援法第4条では民事扶助の中に行政事件を入れていくから、行政訴訟の相談がないのはおかしいのだが、筆者に相談に来たある方が、先に法テラスの都内近場4カ所に連絡を取り、

「行政訴訟を得意とする弁護士に相談したい」と述べたが、「一般相談になりますね」との返事。そして法テラス池袋では、相談弁護士から「行政訴訟は扱っていない。法テラスの弁護士で行政訴訟が得意な人はいないですね」と言われたという。筆者も、法テラス兵庫に問い合わせしてみたが、

免許取消し等を除き行政事件らしいものではなく、行政訴訟に詳しい弁護士もいないので、できないという。行政訴訟に詳しい弁護士など、神戸にも相当数いるので、探して頼めばよい、とのこと。やらないのは総合法律支援法違反だと言ってやったが、現在とにかくやっていないの一点張り。

また、法テラスは個人の事件を扱っているので、営業不許可等は対象外という。零細な個人営業の問題も、法テラスの陰に隠れてしまうのだ。これは、行政側は安泰だ。

- ① 「行政の暗闇照らさぬ法テラス」
- ② 「法テラスの陰に隠れる違法(悪徳)行政」

なぜか。法テラスは法務省管轄だから、行政が訴えられないようにと、わざと行政事件を暗闇にしているのではないか。裁判とは民事、刑事だとの思い込みによるのかもしれないが、行政法は雑法ではなく、基本科目であるとして、新司法試験で必修になったことをいまだに理解していないのかもしれない。

法テラスには持ち込み案件というのがあるので、行政訴訟が得意な弁護士を外で探して、法テラスから支援決定を受ければ相談料などが支払われる。しかし、手間暇がかかって、とても割に合わない。市民が最初から法テラスで相談を受けることができるようにすべきだ。

